

「〃 ～ひとり親家庭の自立をサポートする～

「■ YELLながさき メールマガジン Vol.82 H30.10.16 配信

「-----

このメールマガジンは、情報提供を希望する登録者のみなさま及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へお送りしています。

//_/_/ I N D E X _/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/

- ・ 支援情報 …………… YELLながさき定期法律相談について
- ・ 11月の予定 …………… 定期法律相談
- ・ 編集後記 …………… 2018年長崎くんち

■ 支援情報 -----

◆ YELLながさき定期法律相談について

毎月第三水曜日の13時～16時にお一人様30分で実施しています

「YELLながさき定期法律相談」について

どんな内容を相談して良いかと沢山の問い合わせがあります。

この場を借りてQ&A式で少しだけ記載説明いたします。

Q1：定期法律相談日に直接来所または電話すると相談できますか？

A1：事前のご予約をお願いしています。

また、事前に相談員が話しの内容をお伺いしています。

何故なら30分という時間は相談を行なっていると意外と短く感じます。

その限られた時間を有効活用して欲しいので

事前に相談内容をお伺いし、弁護士からの回答が早くなるよう努めています。

Q2：第三水曜日の13時～16時に空き時間があるのですが

YELLながさきへの移動時間を含めると間に合いそうにないです。どうしたら良いでしょうか？

A2：電話での法律相談も受け付けています。

事前のご予約、内容のお伺いはA1で先述したとおりです。

指定した予約時間になりましたら、弁護士から相談者へ
お電話いたします。

Q3：第三水曜日にどうしても時間の都合がつきません。

それでも法律相談をしたいのですがどうしたら良いですか？

A3：常時ご希望の日程と時間に沿う事は難しいかもしれませんが
可能な限り対応するよう努めています。

事前の相談内容お伺い時に、実施希望の日程と時間を踏まえ
ながら調整を行ないたいと存じます。

ただし、YELLながさきではない場所（担当弁護士事務所）
での相談実施になる可能性もございます。

その旨あらかじめご了承ください。

以上、多く寄せられる問い合わせについて一部記載しましたが
詳細等は来所時やお電話にてご確認いただけますと幸いです。

■ 11月の予定 —————

◎「YELLながさき定期法律相談」

11月21日（水）13：00～16：00

《事前予約受付中》

※日程等合わない場合はご相談ください。

※遠方の方で来所相談が難しい方は、電話法律相談受付も
行なっております。まずはご相談ください<(_ _)>

■ 編集後記 —————

◆2018年長崎くんち

今月、国の重要無形民俗文化財である「長崎くんち」が7日
8日・9日と当初の予定に沿って3日間開催されました。

6日の台風接近の際は、雨風が強かった為予定通りに開催できるか
心配でしたが、当日は演し物を楽しみ掛け声をあげる地元の方や
観光客で大変賑やかでした。

また出店前に多くの方が並んで、目当ての飲食物を待つ姿や
くじ引き等を行なっている光景も沢山目にしました。

早くも来年の長崎くんちが待ち遠しいです。

